

競争ルールの検証に関するWG（第57回）

1 日時 令和6年6月12日（水）13:00～14:12

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○事業者

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、
楽天モバイル株式会社、株式会社MM総研

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、
安西消費者契約適正化推進室長、平松番号企画室長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ（第57回）の会合を開催いたします。

本日でございますが、御都合のため、相田主査代理が途中からの御出席、また、大橋構成員が途中で御退席される予定であると伺っております。

また、本日の会議は、オンライン方式による開催とさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を

冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにもチャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は初めに、覆面調査結果の報告について、事務局から御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それではまず、事務局から説明よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料５７－１に基づき、覆面調査の結果について御説明します。

１ページ目を御覧ください。２０２３年度覆面調査の概要でございます。総務省においては、販売現場において不適切な行為が行われていないかを確認するために、２０２２年度に引き続き、ＭＮＯ４者の販売代理店等の店頭における対応についての覆面調査を実施しております。実施期間は２０２４年１月から３月の間でございまして、昨年末２０２３年１２月２７日の制度改正以降となっておりますので、新制度の下での遵守状況の確認となっております。

調査項目は、２０２３年１２月２７日の制度改正を踏まえ、次の点を前回の覆面調査から変更しております。１つ目でございますが、いわゆる白ロム割が規制されたため、端末単体販売拒否や、端末購入プログラムの提供拒否に関する質問事項を削除しております。また、ガイドラインで規律対象と明確化されたため、販売代理店によるＳＩＭのみ新規契約における利益提供を追加しているところでございます。このため、調査項目は、利用者に対する端末購入等を条件とする利益提供、４万円を超えていないかとか、ＳＩＭのみ新規契約における利益提供、２万円を超えていないかといったような内容が調査項目となっているところでございます。

２ページ目を御覧ください。２０２３年度覆面調査の結果についてでございます。ＭＮＯ４者を対象に５５６件の調査を実施しました。ドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンクが１５２件、楽天モバイルが１００件となっております。調査結果でございますが、全体では、前回の調査結果よりも大幅に改善し、違反と判断・疑われる事案の割合は半分以下に改善しているところでございます。個社単位で見ましても、違反と判断・疑われる事案の割合は各社とも改善されておりますが、楽天モバイルが２年連続で最もよい結果となっているところでござ

ございます。また、ソフトバンクは昨年と比較し大幅に改善され、前回4番目でしたが、今回は2番目により結果となっているところでございます。

3ページ目から6ページ目までは、各キャリアの今回の違反事例の概要となっておりますので、御参照いただければと思います。

7ページ目を御覧ください。覆面調査を踏まえた考え方（案）でございます。2023年度覆面調査の結果について、全体では2022年度覆面調査の結果よりも大幅に改善し、違反と判断・疑われる事案の割合は半分以下に改善しており、また、各社とも改善されている状況です。このため、各社がこれまで行ってきた取組の効果により、規律の遵守が図られつつあると考えられるのではないかとしております。

他方で、一部の販売代理店等において違反と判断・疑われる事案が確認されましたが、今回の調査では、店舗として不適切な割引金額を設定等するといった事案は確認されず、キャリア各社からは、販売代理店等の店員、特に新人スタッフ等の習熟不足や誤認を原因とした不適切な案内・不十分な案内が実施されたとの回答があったところでございます。

このため、MNOは引き続き、次の措置を継続して取り組むことが適当ではないかとしております。具体的には、スタッフ一人一人に対する研修・教育・指導の徹底・強化、販売代理店への指導事項について、出張販売を含め、販売代理店に認知されない形での履行状況の確認、いわゆる独自覆面調査の実施やその結果のフィードバックを行う等、不適切な事案を防ぐための対策や体制等の強化としております。

また、総務省においては、引き続き覆面調査等を通じて規律の遵守状況を確認することが適当ではないかとしております。

8ページ目は、今回のヒアリング事項となりますので、参考となります。

なお、キャリア各社からは、これまでの取組と今回の違反事例を踏まえた今後の対応等について資料をまとめてもらっております。詳細は、参考資料1から4を御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございました。

なお、本日は覆面調査結果に関する質疑応答のため、MNO4者の皆様に御出席をいただいております。

それでは、事務局からの説明やMNO4者の資料について、御質問あるいは御意見のある方は、チャット欄でお知らせいただければ、御指名させていただきますので、御発言よろし

くお願いしたいと思います。

なお、注意事項でございますけれども、参考資料としてお配りしておりますMNO 4 者の資料の中に、一部、構成員限りのものがございますので、言及される際には御留意いただければと存じます。

それでは、どうぞ、御発言御希望の方はチャット欄にて合図していただきたいと思います。それではまず、全相協の西村さん、発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。覆面調査の結果、総じて大変改善されているということに安堵しておるところです。

少し気になった点がありまして、NTTドコモさんの中で、頭金関連の勘違いがあったということがありました。この点については、かねてから頭金の扱いは各代理店さんによって異なるということがありまして、ショップスタッフなんか難しいと感じられていることの反映かなと思います。それはユーザーにとっても同様ですので、頭金関連、頭金と呼ばないということも含めて、ぜひ今後とも検討いただければと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。頭金に関してはこれまでも議論がありましたので、西村さんのコメントは非常に重要だと思いますので、MNO 4 者様は再度御留意いただけたらと思います。

ほかに御発言御希望の方、いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんか。

私もこの覆面調査結果を見て、前年度と比べると随分改善されたということで、これまでの施策はまずまずの効果が上がると同時に、MNO 4 者様の御協力、御努力のたまものだと感じております。

御発言御希望の方、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最初の議題についての意見交換はここまでとさせていただきます。

覆面調査結果に関する質疑応答のために御出席いただいたMNO 4 者様の皆様は、御退出していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

次の議題に移りたいと思います。電気通信サービスに係る内外価格差調査（令和5年度調査結果）について、事務局から御説明をいただきます。そして、その後、意見交換に移ります。

それでは、事務局から説明よろしくをお願いします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料５７－２に基づき、電気通信サービスに係る内外価格差調査について説明します。

１ページ目を御覧ください。調査の概要でございます。例年同様、東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ソウルの６都市における携帯電話、ＦＴＴＨ、固定電話の利用料金について比較調査を実施しているものでございます。調査時期は令和６年３月時点でございます。通貨換算については令和５年の購買力平価を用いて比較しているところでございます。

２ページ目を御覧ください。スマートフォン４Ｇ、ＭＮＯシェア１位の事業者の調査結果でございます。東京の支払い額は、全ての利用モデルで中位の水準となっているところでございます。３ページ目は、大容量プランの比較になってございます。４ページ目、５ページ目は、２０１８年度調査からの推移となっております。

６ページ目を御覧ください。スマートフォン４Ｇ、ＭＮＯで最安プランの調査結果でございます。東京の支払い額は、全ての利用モデルで中位の水準となっております。７ページ目は、大容量プランの比較でございます。８ページ目、９ページ目は、２０１８年度調査からの推移となっております。

１０ページ目を御覧ください。スマートフォン４Ｇ、ＭＶＮＯ事業者の比較となっております。東京の支払い額は中位の水準となっております。１１ページ目は、大容量の比較となっております。１２ページ、１３ページ目は、推移となっております。

１４ページ目を御覧ください。ここからは５Ｇの調査になってございます。スマートフォン５ＧでＭＮＯシェア１位の事業者の調査結果でございます。東京の支払い額は、２ギガ、５ギガ、２０ギガで低い水準、５０ギガ、１００ギガ、無制限で中位の水準になってございます。１５ページ目は、大容量の比較になってございます。１６ページ目、１７ページ目は、推移となっております。

１８ページ目を御覧ください。スマートフォン５ＧでＭＮＯの最安プランでの比較でございます。東京の支払い額については、２ギガ、５ギガ、２０ギガ、５０ギガ、１００ギガで中位の水準、無制限で低い水準となっております。１９ページ目は大容量の比較になってございまして、２０ページ、２１ページ目は推移となっております。

２２ページを御覧ください。スマートフォン５ＧのＭＶＮＯの調査結果でございます。東京の支払い額は、２ギガ、５ギガで低い水準、２０ギガ、５０ギガで中位の水準になってございます。２３ページ目は大容量の比較でございまして、２４、２５ページ目は推移となっ

てございます。

続いて、26ページ目を御覧ください。こちらはF T T Hの調査結果でございます。下り通信速度の1 M b p s 当たりの料金、右下のグラフでございますが、こちらで比較すると、東京が最も低い水準になっているところでございます。

27ページを御覧ください。最もシェアが高い事業者の固定電話の料金の比較でございます。東京の支払い額は低い水準となっているところでございます。

28ページ目は参考でございますが、調査対象事業者、購買力平価についてまとめたものとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。本日は、内外価格差調査結果に関する質疑応答のために、本調査の請負事業者である株式会社MM総研様に御出席していただいております。

それでは、事務局からの説明について、御質問あるいは御意見のある方は、チャット欄でお知らせいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

それでは、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。例えば4ページを見ていただきたい。ニューヨークとかロンドン、パリの料金がちょっと上がっているように見えるんですが、これは購買力平価換算で上がっているのであって、ドルとかポンド、ユーロ建てでは変わっていないという理解でよろしいでしょうか。それとも、通信料金のプランそのものの値上げがあったということなんでしょうか。

【新美主査】 これはMM総研さんのほうに伺ったほうがいいのかな。その点、質問いかがでしょうか。

【MM総研】 MM総研です。御質問ありがとうございます。4ページ、こちら、料金の金額の上昇のところですが、購買力平価だけではなくて、現地のプランの料金そのものが上がっているケースがあります。海外では、消費者物価指数に応じてロンドンなんかではキャリアが料金プランの値上げを設定しておりますので、その影響が出たものと分析しております。

以上となります。

【北構成員】 ありがとうございます。

【新美主査】 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかに御質問ありましたら、どうぞよろしく申し上げます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

これまでの前年度までの調査から見て、大体同じような状況が続いていると理解しまして、これも、中または中より少し下というところに比較してみると位置づけられるということです、まずまずの状況かなと私も受け止めさせていただいておりますが、ほかに御質問、特にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。この議題についての意見交換はここまでとさせていただきます。

内外価格差調査結果に関する質疑応答のために御出席いただいております株式会社MM総研様は、御退出いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

次の議題に移りたいと存じます。報告書の方向性（案）、通信市場の動向、端末市場の動向について、事務局から御説明をいただきたいと思います。その後、意見交換を行いたいと思っております。

事務局から説明よろしく願いいたします。

【古田料金サービス課課長補佐】事務局でございます。資料57-3に基づき、報告書の方向性（案）について説明します。こちらは第55回、第56回競争ワーキングでの論点整理（案）での御議論を踏まえ、報告書の方向性（案）を作成しているものでございます。論点整理（案）からの主な変更点を赤字にしておりますので、本日は主な変更点を中心に御説明したいと思っております。

2ページ目を御覧ください。まず、ネットワーク利用制限についてでございます。

ページ飛びまして、15ページ目を御覧ください。考え方（案）のところのうち、修正させていただいたところでございます。このページの2ポツ目でございますが、論点整理（案）での、ネットワーク利用制限の仕組みを変更することについては利用者周知をすべきという御意見を踏まえ、ネットワーク利用制限の仕組みを変更することについて、利用者周知を適切に行うことが重要であるとしているものでございます。

3ポツ目でございますが、論点整理（案）での、ネットワーク利用制限以外の手段として、契約時点における与信管理や本人確認等をしっかり行うべきという御意見を踏まえ、一方で、ネットワーク利用制限のみで犯罪等の行為を防ぐことは困難であるため、事業者においては本人確認や与信審査・管理等のネットワーク利用制限に依拠しない対策を適切に行っていくことが重要であるとしております。また、論点整理（案）での、中古端末事業者は売

買時に端末に関する問題をチェックすることが求められるのではないかという御意見を踏まえ、また、中古端末事業者においては、盗品等の売買の防止等を図るため、例えば端末売買時に当該端末がネットワーク利用制限の対象となっていないか確認する等の対応を行うことも重要と考えられるとしております。

4 ポツ目の最後でございますが、論点整理（案）での、ネットワーク利用制限の効果を検証していくことが必要との御意見を踏まえ、この点、ネットワーク利用制限の検証をしていくためにも、キャリアはネットワーク利用制限の類型ごとの件数や滞納額、これらの推移といったデータを整理し、報告してもらうことが望ましいとしております。ネットワーク利用制限の主な変更点は以上となります。

続いて、26 ページ目を御覧ください。端末の下取りサービスについてでございます。

31 ページ目を御覧ください。考え方（案）についてでございます。論点整理（案）での、事業者間でキャンセル可能となる時期に差があるため、できる限り早期に対応してほしいという御意見を踏まえ、なお書きでございますが、キャンセル可能に運用を改める時期はキャリアによって大きくなっているところ、利用者視点に立てば、早期に運用を改めることが望ましいとしております。端末下取りサービスの主な変更点は以上となっております。

続いて、33 ページ目を御覧ください。不良在庫端末特例についてでございます。

40 ページ目を御覧ください。考え方（案）についてでございます。こちら2 ポツ目でございますが、論点整理（案）での、通常の調達と異なり、初期調達に大量調達を行い、最終調達する潜脱的行為が行われるという事業者からの指摘があったため、そのような特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐべきといったような御意見を踏まえまして、「ただし」でございますが、事業者ヒアリングにおいて、一部キャリアからは、不良在庫端末特例を活用するために、これまでの通常の調達と異なり、初期調達のときに大量調達することによって最終調達日を初期調達日とする潜脱行為を行う可能性がある旨指摘があったところ、仮にそのような潜脱行為が行われる場合、適正な調達ではなく、過剰調達となる可能性が高くなるおそれがあり、かえって不良在庫を助長させてしまうおそれがある。このため、このような不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ必要があるところ、主な端末の最初の調達日から最終調達日までの期間の平均が約12 か月であったことを踏まえれば、販売開始から12 か月以内に最終調達となった端末については、最終調達日を発売開始から12 か月後とみなすことが適当であるとしております。

続いて、3 ポツ目でございますが、不良在庫端末特例の趣旨に鑑みて追記したものでござ

います。「加えて」でございますが、本来、不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であり、不良在庫端末特例はその名のとおりあくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものであることを踏まえれば、販売する端末に将来的な価値を見だし、将来時点において端末の買取りを行うこと等を約するプログラムである端末購入プログラムと併用することは適当でなく、不良在庫端末特例を活用する場合は端末購入プログラムとの併用を認めないことが適当であるとしているところでございます。不良在庫端末特例の主な変更点は以上となります。

続いて、４５ページ目を御覧ください。ミリ波対応端末についてでございます。

４６ページを御覧ください。こちら、現状と課題でございますが、このページの最後のポツは、もともと規制改革推進会議の検討状況を記載していたものでございますが、先日、規制改革推進会議の答申が発表されましたので、答申の内容に修正しているものでございます。

５７ページを御覧ください。考え方（案）についてでございます。１ポツ目から３ポツ目でございますが、論点整理（案）での、端末割引上限規制がミリ波端末を中心にしたエコシステムの形成を阻害しており、割引上限撤廃を早期に行う環境整備が求められるが、その間においてエコシステム形成のために割引上限緩和は理解できるといった御意見を踏まえまして、ミリ波対応端末に対し割引上限緩和を行う理由を分かりやすく追記したものでございます。

１ポツ目でございますが、他方、ミリ波はインフラ整備、端末、ユースケースが鶏と卵の関係となっており、十分普及している状況ではない。端末に関しては、民間調査によれば、２０２３年のスマートフォン出荷に占めるミリ波対応端末の割合が５．２％にとどまっているとしているところでございます。

２ポツ目でございますが、この点、一般的に、端末をミリ波に対応させるためには追加コストがかかるものであるが、ミリ波の利用可能なエリアやユースケースがまだ限られている現状では、一部の利用者を除き、多くの利用者は追加コストを支払ってミリ波対応端末を購入するインセンティブが生じづらい状況とも言える。こちら、括弧の中はインフラ整備側から見た観点でございますが、端末やユースケースがまだ限られている現状では投資インセンティブが生じづらい状況としております。このため、ミリ波の割当てを受けている事業者は、インフラ整備と併せて、利用者のメリットが必ずしも大きくない時期は、事業者負担により利用者の追加負担が少なくミリ波対応端末を利用できるようにすることも必要とな

るが、端末割引上限規制により事業者負担に上限が設けられているとしているところでございます。

3 ポツ目でございますが、このような鶏と卵の状況を打破し、ミリ波のエコシステム形成するためには、インフラ整備と併せて、ミリ波対応端末普及の後押しが重要であることから、ミリ波対応端末に関しては端末の割引上限を行うことが適当であるとしているところでございます。

このページの一番下のポツでございますが、論点整理（案）での将来の特例対象とする機能の検討に関して一般化した考え方を示しておく必要があるとの御意見を踏まえまして、「ただし」でございますが、端末割引上限緩和の検討に当たっては、緩和額は転売ヤー対策や他の通信端末利用者に与える影響を踏まえ必要な額とすること、特例の実施期間は時限的なものとする 것을考慮するとともに、これらの緩和額や期間は政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うこととすることが適当であるとしております。

60 ページ目を御覧ください。1 ポツ目でございますが、論点整理（案）でのミリ波対応端末の緩和額を5.5万、実施期間50%までとすることに関して、緩和の効果の検証を行い、その検証を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うべきという御意見がございましたので、ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であるとしております。

また、ミリ波対応端末に現状どの程度利益提供が行われているのかといった御質問があったところでございました。改めてこちらでも確認しましたが、我々で正確な数値を持ち合わせていないような状況でもあり、御回答が難しいところではあったところでございます。そういったことも踏まえまして、今後、政策効果を検証するために、「また」以降でございますが、現行では報告規則4条の5に基づき、指定事業者や販売代理店は対象設備の購入と条件とした経済的利益の提供状況を報告することとされているところ、政策効果の検証を行うため、ミリ波対応端末に係る経済的利益の提供状況も報告することとすることが適当であるとしております。

2 ポツ目でございますが、論点整理（案）での、割引上限緩和と併せて、インフラ整備やユースケースの創出といった他の施策も実施していくことをきちんと追記してほしいという御意見を踏まえまして、端末割引上限緩和はミリ波対応端末の普及の後押しになり得るものであるが、一方で、ミリ波はインフラ整備、端末、ユースケースの鶏と卵の状況であることを踏まえれば、ミリ波対応端末の普及策のみならず、インフラ整備やユースケースの創

出の促進に関する施策も実施していくことが重要である。このため、総務省に当たっては、ミリ波普及を割引上限緩和のみに依拠するのではなく、インフラ整備やユースケース創出の促進に関する施策も実施することが求められるとしているところでございます。ミリ波対応端末の主な変更点は以上となります。

続いて、74ページ目を御覧ください。指定対象事業者の見直しについてでございます。

90ページ目を御覧ください。考え方（案）についてでございます。こちらのページの最後のポツでございますが、論点整理（案）での、割引実施に当たって利用者視点で混乱を招来しないようにという御意見がございましたので、「また」でございますが、割引実施に当たっては、契約時に割引期間が一定期間であることを適切に案内するとともに、割引期間終了の際には割引が終了する旨をSMS等を活用し利用者に周知する等の利用者が契約内容を誤解せず適切に理解できる取組を行うことが適当であるとしております。

91ページ目を御覧ください。1ポツ目でございますが、論点整理（案）での、MVNOに対する影響として、略奪的料金設定や価格圧搾が行われていないかなどの市場の影響を注視していくべきという御意見を踏まえまして、なお書きでございますが、今般の見直しにより認めることとなる通信料金割引については、MNOとMVNO間のイコールフットィングを確保する観点から、MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを確認するために実施している、いわゆるモバイルスタックテストにおいても考慮されるとしているところでございます。

また、今回の見直しの割引期間等についても御意見がありましたが、市場の状況も踏まえて必要に応じて見直すことを明確化するために、2ポツ、こちらのページの最後のポツでございますが、今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえれば、モバイルスタックテストの結果も含め、通信市場に与える影響を注視し、必要に応じて、見直しの検討を行うことが適当であるとしているところでございます。指定対象事業者の見直しの主な変更点は以上となります。

101ページ目を御覧ください。通信モジュールについてでございますが、こちらは論点整理（案）の御議論での修正等の御意見はなかったと理解しておりますので、特段、主な変更点はございません。

最後、107ページ目を御覧ください。端末購入プログラムについてでございます。

118ページ目を御覧ください。考え方（案）についてでございます。論点整理（案）での、残価率について端末ごとかグループごとの共通の残価率を設定するかは各社の裁量が

残ることについて、グループ化の考え方の説明をちゃんとさせるべきといったような御意見を踏まえまして、こちらは趣旨を明確化するために、今後、グループ化の考え方を含む残価率の算出方法をとったような形にしております。端末購入プログラムの主な変更点は以上となります。

続いて、資料57-4、こちらの通信市場の動向についてございまして、資料57-5が端末市場の動向についてでございます。こちらは、第55回競争WGの御説明時から年度末のデータを一部反映できたものがございしますので、そういったものを時点更新しているといったようなものでございまして、こちらは御確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明いただいた報告書の方向性(案)について、御質問、御意見ございましたら、御発言よろしくお願ひします。チャット欄で合図していただけたらと思います。

なお、資料の中に一部、構成員限りのものがございしますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

どうぞ御発言よろしくお願ひします。いかがでしょうか。北さん、どうぞ御発言お願ひします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。方向性(案)全体について異論はございません。

それで、不良在庫端末特例のところ、前回、大谷先生から御要望がありましたので、43ページに参考資料として端末価格の下落率をお示ししました。これは、RMJさんに加入されている大手中古端末販売事業者さんから頂いたデータで、発売から48か月以上経過した6つの端末、ここにはiPhoneだったり、Androidだったり含まれておりまして、その6つの端末について発売時のキャリアさんの平均販売価格を100%としたときの3か月ごとのその端末の中古販売価格の比率をプロットしたものです。グレードはAのグレードでございます。ですから、B、Cで同じようにプロットすれば、数%ずつ全体が下に下がるということになります。御参考いただければと思います。

以上です。

【新美主査】 どうも御解説ありがとうございました。より深く理解できるようになりました。ありがとうございます。

それでは続きまして、大谷さん、どうぞ御発言お願ひします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ただいま北構成員のほうから、端末価格の下落率の推計資料について非常に分かりやすく取りまとめていただいたものをエビデンスとして提供いただきまして、ありがとうございました。御礼申し上げます。

それとは別の点で2つほどコメントさせていただきたいと思っております。一つは、ミリ波対応端末についてでございます。1点が質問で、1点がコメントです。まず、コメントですけれども、利用者の側からしますと、こういった緩和がなされるミリ波対応端末がどれかというのはなかなか分かりにくいのではないかと考えております。対象となる端末がどれなのかといったことについて、混乱を生じないような対応を取る必要があると考えております。

この点についてまた1点質問がございまして、ミリ波対応端末についての緩和は時限的な対応ということになるかと思っておりますけれども、ほかの施策も併せてどのような効果が出ればこの時限的な施策は終わりを迎えるのか、その検証が非常に難しい状況にあるというような御説明もあったところですが、何を指標とするのかといったことをもう少しできるだけ具体的に書き込む必要があるのではないかと考えておりますので、その点についての事務局のお考えを確認させてください。

それからもう1点でございますが、指定対象事業者の見直しのところでございます。この点については、当初の事業者の見直しではなく、短期のお試しに限って、しかも、もともとポイント還元の利益提供の上限の範囲でというように収めたわけですが、やはり短期のお試しというイメージからはかなり長期、6か月というのはお試しというのにあんまりふさわしくないような長期のような気もしておりまして、この点につきましては、当初の議論の中でもほかの構成員からも御意見をいただいていたところかと思います。

特に今回は指定対象事業者については、公平性に鑑みまして、MNO 4者に適用されるということになりましたので、一見すると、利用者の方にとってはメリットがあるように見えるかもしれませんが、4者がそれぞれにキャンペーンを行うというようなことになると、利用者にとって1回限りのものであるかといったことも含めて、分かりにくく、複雑な仕組みになってくるかと思います。しかも、利用者にとっての混乱ということに限らず、事務局からも御指摘いただいておりますように、MVNOなどへの影響も懸念されるところではないかと考えております。

この施策によって、市場環境がどのように変わっていくのなかなか予測し難いところもありますので、このお試しの影響を見極めるために、やはり市場をよく見守っていく必要

があるかと思っております。この競争ルールの検証ワーキンググループのための市場調査などというのは、一定の期間に高い頻度ですることは難しいかもしれませんが、いろいろなメディアでも必ずしもろ手を挙げて賛成されているとも言えない施策だと思いますので、できれば早期の検証をしていただくことが望ましいのではないかと考えております。

私からのコメントは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。2点について御質問いただきましたが、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。大谷先生、御質問と御意見どうもありがとうございました。

ミリ波については時限的な措置といったところでございますが、具体的には、ページでいますと59ページ目でございますが、今回の緩和については1.5万円追加で緩和するというところでございますが、特例の終了のタイミングについては、一番最後のポツにございます、ミリ波の普及率が50%を超えるといったようなところを一つのメルクマールにすることを現時点では考えております。ただ、他方、60ページ目に記載しておりますとおり、一旦、予見可能性の観点から緩和額とか実施期間についてはこちらにとしてはどうかとしているわけでございますけれども、一旦決めたからといって永遠にそれを保持するわけでもなくて、きちんと政策効果を検証して、場合によっては必要な見直しをしていくといったようなことが必要になっていくんだとは考えているところでございます。1点目のミリ波については以上となります。

続いて、指定事業者の見直しについてでございます。先生御指摘のとおり、利用者からすると、自分が買う端末がどういった周波数に対応しているのか、ミリ波に対応しているのかについてもきちんと理解できるような環境が必要だとは思っております。この点、現行のガイドラインでございますが、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」において、携帯電話事業者は、端末を販売する場合は、その端末が対応している周波数帯などについて、店頭での説明やパンフレットやホームページへの掲載等により、利用者が理解できるよう努めるものとするとされていることでございますので、仮に今後、緩和して端末割引の緩和が行われたとしても、このガイドラインを踏まえてキャリアは、端末販売時にきちんと、利用者が買う端末がどのような周波数帯に対応しているのかというものも分かりやすく説明していくといったようなことに努める必要があるんだと考えているところ

でございます。

指定事業者の見直しでございますが、市場調査などを一定の期間に高い頻度で行うのは難しいというところも確かにございます。事業者負担にもなりますので、調査期間は一定の頻度で行うことにはなるかと思えますけれども、今回記載させていただいたとおり、指定事業者全てが今回、一律緩和されるといったようなこととなりますので、モバイルスタックテストの結果も含め、市場に与える影響はちゃんと見ていく必要があると。場合によっては、当然必要に応じて、市場によくない影響を与えれば、この施策についてもきちんと見直しの検討を行うことが必要であるとは考えているところでございます。

事務局からの回答は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。大谷さん、よろしいでしょうか。

【大谷構成員】 御回答ありがとうございました。ミリ波対応端末につきましては、普及率が50%を超えるまでかなり時期がかかってしまう可能性があると思っております、特に事業者の御負担で実施する施策ということになりますので、この緩和がどれほど効果を持つのかというのは、やはり50%に至るまでの期間で見直しをしなければいけない可能性もあり得るものと考えております。その点も含めてこのまとめには書いていただいていると思いますので、それが適切に実施されるように期待したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、長田さん、どうぞ御発言お願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。大谷先生と同じところでちょっとお伺いしたいなと思っております。今の大谷さんの御質問への御回答に対しての加えての御質問が1つあります。ミリ波、それから、お試しのところ、両方とも総務省からの御回答には、「場合によっては」という言葉を使われて、見直しも必要とお考えをおっしゃってくださったんですが、その「場合によっては」という状態を意味するのかを具体的に示して書いておくべきではないかと思っておりますので、そのお考えを教えてくださいなというのを思っています。

いずれにしても、もうずっと何度も申し上げていて恐縮ですが、そしてもう一つ、ミリ波というか端末を売るときに、その端末がつかめる周波数についての説明もというお話がありました。ミリ波というのは、今まだ非常にスポット的に使われるような周波数であり、この地域でメインに使いますということがあったとしても、そのことと、その端末を使

っていらっしゃる方の暮らし方とか何かそういうことでミリ波が全然つかめないようなところで暮らすということもあり得ると思います。それをどう具体的にユーザーに説明するかというのにつきましては、この政策を積極的に入れようとされている政府側の責任だと思いますので、それをキャリアにというか、販売される方々にそれをそのままただ投げてしまうのではなく、具体的な、これはきちんと確認すべきというものは総務省としても示すべきではないかなと思いました。

その御回答をいただかなければいけないんですけども、いずれにしても、今、大谷さんからも御指摘ありましたけれども、50%というのは非常に高い数字だと思っています。何度もこれも申し上げていますが、今現在ではiPhoneに乗っていないという状態の中で50%を超えるということは、アップルへの交渉をされているのかどうかということと、それから、そうでなければ、Androidのもので50%を超えるということは非常に厳しい数字なんだけれども、それをどうお考えなのかというのを教えていただきたいなと思っています。

それから、お試しのほうなんですけれども、やはり私も6か月というのは非常に長いと思っています。大変残念ながら、これまでも、そういうふうに使わないでほしいなと思ったものも、どこか1社がそういう取組をすると、MNOの皆さんが横並びで同じような、いろいろな解釈でのいろいろなサービスをなさるといような現状がずっとありました。今回はそこはきちんとよく見極めて、もうこの6か月ということで総務省のほうがお通しになるということであれば、キャリアの皆さんのほうは本当に、ユーザーにとってのお試し期間というものをきちんと考えて提供するという工夫をしていただきたいというのは、これはキャリアの皆さんへの強い希望です。本当は6か月というのをもう少し短くしていただくのが妥当ではないかと思いますが、今、十分に周波数を提供して99.9%できていますとおっしゃっているようなところに今さらお試しは要らないんじゃないかということも含めて、意見としては申し上げたいと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、長田さんの質問も含めて、事務局のほうからお答えをよろしくお願いします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。長田先生、御意見、御質問、大変ありがとうございます。こちらのミリ波とか指定事業者の見直しのところの、「場合によっては見直す」といった表現でございますけれども、こちらはまさに市場の状況とかをちゃ

んと注視して、それが当然よくない影響を与えればということでございまして、例えば指定事業者の見直しのところであれば、今回シェアの高い事業者も対象となることを踏まえれば、モバイルスタックテストの結果も含めて適切なことが行われていなかったりとか、MVNOに対する影響が大きかった場合などは、そういった市場状況を見極めながら必要に応じて見直しの検討を行っていくといったようなことになるんだと思います。

ただ、現時点で網羅的にどういった市場状況になったら必ず見直すかというのも、必ずしも網羅的に想定し切ることも難しいので、少し抽象的にはなりますけれども、市場状況を踏まえて、必要に応じて見直しの検討を行っていくといったようなことになるんだとは思っております。

ミリ波対応端末について、まさに先生御指摘のとおり、ミリ波がつかめない場所がある、ミリ波というのはスポット的に利用されているというのは先生御指摘のとおりだと思いますので、きちんとキャリアは、ミリ波がどこで使えるのかというのもちろんと周知していく必要があると思っております。こちらは一応キャリアのほうは、ミリ波に関してはスポット的に使われているということも鑑みて、エリアマップにおいてドット的に、スポット的にどこで使えるのかというのも、先生、こちら大変御存じだと思いますけれども、工夫して表記しているものでもございますし、先ほど御説明さしあげましたけれども、端末販売時には、ちゃんとどの周波数が対応しているのかといった説明の努力義務が現状ガイドラインでございまして、そういったことを踏まえながら、キャリアにおいてきちんと利用者が分かるように説明していく必要があるとは考えているところでございます。

私からの回答は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。佐藤です。お二人、大谷構成員と長田構成員の御意見と同じですが、一応、私もコメントさせて頂こうと思います。

ミリ波対応端末についてですが、1.5万円の割引額と50%を超える期間に関しては、もう少し議論が必要ではないかと思いました。論理的な説明、あるいはその理解が十分できていないようなところも感じます。そこに書かれているように、特に50%が思ったより長い期間になりそうだということのようで、私も、どのぐらいの期間で、どういった負担がかかるのかについて質問したのですが、予測できない状況だということだと思います。そういう状況なので、きちんと定点観測して、必要に応じて検証、再検討していただきたいと思い

ます。57ページの下に、その点はきちんと書いて頂いているので、各構成員の思い、考え方を受け止めて、きちんとした検証を、必要に応じた再検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、これも6か月以内2万円上限は維持しつつ、新規のユーザーに対してのお試しサービスになりますが、これも先ほど皆さん言われたように、ユーザーに対する、広く言えば、市場に対する影響と、競争に対する影響みたいなものがどうなのか、きちんと検証する、状況によっては見直しも必要になるかと思っています。期間に関しては、割引期間は何か月ですか、実施期間は長くないですかという様に2つあって、まずは割引期間6か月が長くないか、4か月でよいのではないかといった期間の問題がある。次に、実施期間については限定的に1年2年ではなく、ずっと続くことでよいのかという疑問もある。6か月について確認させて頂くと、2万円上限というのを残すのであれば、ARPU等に依存して、必ずしも6か月ではない、5か月、4か月のこともあり得るという理解でよいのかの確認になります。お試しを無料でやる人はフルに容量を使うと思いますので、契約したサービスに合ったARPUで2万を超えないということであれば、6か月に限らず、5か月、4か月もあり得るという理解でいいのですかという確認です。

あとは、競争に関して、やはりMVNOに対してどういう影響があるかということの検証は大事なことと思っています。スタックテストもきちんと実施し、価格圧搾をチェックしていくことなると思いますが、競争事業者に対する影響もきちんと検証していくべきと思っています。ということで、一応その点については91ページに示してありますので、当面はこういう形で進めて、きちんと検証していきたいと思っています。

あと、報告書全体に関しては特に問題は感じていませんので、基本的にこのような方向で進めていただいて結構だと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、質問も中にあったように思いますので、事務局から、ただいまの佐藤先生の発言について何かお答えございましたら、よろしくお願いします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。佐藤先生、御質問、御意見大変ありがとうございました。

指定事業者の見直しのところで2万円上限と6か月との関係でございしますが、こちらは現行の2万円上限の内数ということでございしますので、先生御指摘のとおり、ARPUが高ければ、毎月の割引価格が高ければ、2万円上限に達してしまうと6か月フルフル使えない。

例えば3か月だったり、2か月だったり、4か月だったりするといったような場合もございますので、この2万円上限と6か月というのが両方上限としてかかってくると御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、大橋さん、御発言よろしくお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。私も、ミリ波と、あと、指定対象事業者の見直しというところ、双方に関わる点ですけれども、ミリ波について言うと、ミリ波は鶏と卵の関係があって、この鶏と卵というのは、民間事業者が本来、自分で乗り越えるべきものだという事なんだと思います。それをする上で、割引上限規制が実は価格づけについて足かせになってしまっているというのが今回のこのお話なのかなと思っています。そういう意味でいうと、この割引上限規制がある種、民間事業者の自由な価格づけを阻害している側面もあるんだということなんだと思います。

ただし、この規制というのは、要は、従来、携帯モバイルの市場の特殊性から相当の囲い込みもあって、こういうふうな話になってきているわけですけれども、やはりその割引上限規制がなくなるような世界に近づけるために市場の環境整備をどうしていくのかということが本筋なのであって、恐らくこの上限規制を一時外すことがそれを特例と考えるという、何を普通と考える何を特例と考えるかということだと思いうんですけれども、そこの考え方というのは多分見方は複数あり得るということなんだとは思っています。

同様のことは指定対象事業者のお話にもあるんだと思っていて、このお話しというものもある種、本来は事業者の判断の中で他産業だとやっている話だとは思いますが、これもある種、今回の事業規制の中でこういうふうな形を取るということだと理解はしています。

そういう意味で、普通に例えば他産業でやっていることを携帯事業でできるように市場環境整備をしていくということが重要だということなんだと思いますが、そのチェックをする上で、モバイルスタックテストは一つの手法だということだと思いうんですけれども、なかなか粗い手法ではあるので、事務局の文章にもしっかり書かれていると思いますが、モバイルスタックテストも使いながら、不当な競争が引き起こされているのかどうかというのは、これはしっかり見ていくべき論点なのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。極めて基本的な物の考え方、見方をコメントしていただきましたが、事務局、何か今の大橋先生のコメントについてお答えすること、発言す

ることはございますでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。大橋先生、コメント大変ありがとうございます。先生御指摘のとおり、27条の3はどちらかというと少し特殊といいますか、通常であれば民間事業者が自由な市場原理で行えるものを、過去の携帯事業の特殊性、端末とかその他のものを誘因とした利用者獲得が非常に問題になったその特殊性に鑑みて規律が設けられたものと理解しております、確かにどちらかというところの27条の3が特殊な規律であると我々も理解しているところでございます。

そういった意味では、2023の報告書の「おわりに」にも書かせていただいたとおり、もともとは、この27条の3の規律がなくても問題とならないような市場環境を目指していくというのが大きな方針であるとは我々も理解しているところでありますし、そういった方向を目指していかなければいけないとは思っておりますので、なるべく早くにそういった市場環境を実現できるようにはしていかなければいけないとは思っております。

ただ、その過程において、一部問題となっているところについては規制を強化しつつも、問題とならない範囲で徐々に検討もしていくといったような、その両輪を進めていく必要があるんだとは考えておりますが、いずれにせよ、先生御指摘のとおり、最終的には規制がなくても、市場原理に基づいて適切な環境になるといったようなものを目指していかなければいけないとは理解しているところでございます。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、中央大学の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。私も基本的には今回の報告書の方向性（案）に賛同したいと思っております。ただ、1点コメント、それから、1点質問をさせていただければと思います。

特に今回、今、放映していただいております指定対象事業者の見直しでございますけれども、やはり、先にコメント申し上げますと、お試し期間における通信料割引という点、これは独禁法上の問題というのも、つまり、不当廉売の観点からの検討というののももしかすると事後的には入ってくるかもしれないということをコメントさせていただければと思っております。

質問なんですけれども、今回の見直しはもちろんガイドライン改正での対応かと思われます。そして、その影響もこれから見ていかなければいけない。さはさりながら、直近では令和5年12月27日の省令改正でMVNO2社が指定対象事業者から外れましたという

ことで、非常に度重なる改正での、それも時期的に近接しておりますので、市場への影響を見る上で、果たして何が本当に影響を及ぼしたんだということを検証するのは非常に難しいかなと思っている次第でございます。

今回の見直しに関しては、例年のモバイルスタックテストの実施というタイミングと理解することができるかとは思いますが、例えばMVNO 2社が指定対象事業者から外れた昨年の省令改正の影響というのは、どのタイミングというような形で総務省様のほうは想定されておられるのか、もし何かお考えがありましたらお伺いできればと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。1点質問ございました。事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 西村先生、御質問、そして御意見、大変ありがとうございます。今回、指定事業者の見直しについては、現時点ではガイドライン改正になるのかなと我々も考えているところでございます。

昨年の省令改正の影響、MVNO事業者の規律が2社外れたこととか、その他、白ロム割の規律が入ったこと、そういったものの影響については、例えば明確にいつやるというよりは、この競争WGを通じて、当然、次の2025とかも含めて日々市場環境は検証していく必要があるとは思っておりますので、各キャリアの契約者の動向とかも踏まえながら、どういった影響があるのか、また、どういったプランを各社が行っているのかについては、競争WGでの御議論も踏まえながら、あまり、いつやるというよりは、日々検証していきたいと思っていますところではございます。よろしくお願いします。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。この方向性については、皆様、基本的には了とされていらっしゃるようですが、皆様が強調なさったのは調査研究ですね。市場への影響がどういうものかというのを適切な時期に適切な内容の調査をすべきだということをそれぞれ強調なさっていましたので、その点さらに検討を進めて、事務局としてはよりよい方向性を探るようにしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。それでは、この議題についての意見交換はここまでとさせていただきますと思います。

それでは続きまして、最後になりますが、競争ルールの検証に関する報告書2024骨子

(案)について、お諮りいたします。これについて、事務局から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明よろしくお願ひいたします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料５７－６に基づき、競争ルールの検証に関する報告書２０２４骨子（案）について御説明さしあげます。

全体の構成は、これまでの報告書と基本的には同じ構成となっております。

まず、第１章として、「はじめに」というところで、この競争WGの位置づけ等を記載することを考えております。

続いて、第２章でございますが、第２章はモバイル市場の競争環境に関する検証としております。まず、１として、報告書２０２３の公表以降の取組として、（１）で報告書２０２３における主な提言をお示しした上で、（２）で総務省等の取組を御紹介することを考えております。

続いて、２としまして、事業法２７条の３の執行状況としております。まず、（１）として、令和５年に省令等の改正がございましたので、こちらは規律の見直しの内容を御紹介するとともに、（２）で実際の執行状況として、本日、資料５７－１で御説明さしあげました覆面調査の結果等を御紹介することを考えております。

第２章の最後になりますが、３として、モバイル市場の現況と分析としております。（１）として、分析の視点及び手法を説明することを考えております。（２）で通信市場の動向としまして、本日の資料５７－４の通信市場の動向に加え、資料５７－２の内外価格差調査の結果をまとめることを考えております。そして、（３）で端末市場の動向として、本日の資料５７－５をまとめることを考えております。第２章は以上となります。

続いて、第３章がモバイル市場に係る課題としております。第３章は、昨年１１月から皆様方に継続して精力的に御議論いただきました内容としまして、本日資料５７－３で御議論いただきました内容をまとめるといったようなことを考えております。

最後に第４章として、「おわりに」といったような構成を考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 どうも説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら御発言いただきたいと思います。チャット欄にてお知らせください。いかがでしょうか。

特にございませんか。前年度と大きく柱立てを変えたということはないようでございます。

すが、何か、この際こういう項目も入れたらというような御意見がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。このような報告書の柱立てということで進めていただくということとよろしいでしょうか。特に御意見がないようでございますので、この骨子（案）に沿って報告書の作成準備を進めていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。特にこの点について格別の御意見はないようでございますので、この問題について原案に沿って準備を進めていただくことにしたいと思います。

本日用意した議題は以上でございますが、この際、全体にわたってコメントがある、あるいは情報共有したほうが良いというようなことがございましたら、フリーで結構でございますので、御発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。特に皆様これ以上の御議論はないということのようでございますので、本日の議事は以上で終了ということにさせていただきます。

それでは最後に、事務局から連絡事項などがございましたら、よろしく御案内をお願いします。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回の会合は、6月20日木曜日に開催したいと思います。詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。熱心な御議論、また、非常に有益な御発言をいただきまして、ありがとうございました。失礼いたします。

以上